

久喜市就学前教育・保育施設整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、こどもを安心して育てることができる体制の整備を促進するため、保育所等の施設整備の事業を行う者に対して、久喜市就学前教育・保育施設整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付に関しては、久喜市社会福祉法人に対する助成の手続を定める条例（平成22年久喜市条例第112号）及び久喜市補助金等の交付に関する規則（平成22年久喜市規則第59号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「保育所等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 保育所 就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（令和5年8月22日付けこ成事第466号こども家庭庁長官通知。以下「国要綱」という。）の4の表保育所の項に規定する施設
- (2) 認定こども園 国要綱の4の表認定こども園の項に規定する施設
- (3) 小規模保育事業所 国要綱の4の表小規模保育事業所の項に規定する施設

2 この告示において「施設整備」とは、国要綱の5の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、保育所等の施設整備の事業を行う国要綱の6の表に規定する設置主体とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が市内において行う保育所等の施設整備の事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（次条において「補助対象経費」という。）は、補助対象者が行う補助対象事業に要する経費で、国要綱別表1-1から1-6までに規定する対象経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額の合計額又は補助対象事業の総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額のいずれか少ない方の額に4分の3を乗じて得た額と、国要綱の8に定める交付基礎額とを比較して少ない方の額とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 規則第6条第1項の申請書の様式は、就学前教育・保育施設整備事業費補助金交付申請書（様式第1号）のとおりとする。

2 前項の申請書の提出期限は、市長が別に定める日とする。

(交付決定)

第8条 規則第9条第1項の交付決定通知書の様式は、就学前教育・保育施設整備事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）のとおりとする。

2 規則第9条第2項の規定による通知は、就学前教育・保育施設整備事業費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(交付申請の変更等)

第9条 規則第11条第1項の申請書の様式は、就学前教育・保育施設整備事業費補助金変更（中止・廃止）申請書（様式第4号）のとおりとする。

2 規則第11条第3項の規定により補助金の交付決定を変更したときは、就学前教育・保育施設整備事業費補助金変更・取消通知書（様式第5号）により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 規則第13条の報告書の様式は、就学前教育・保育施設整備事業費補助金実績報告書（様式第6号）のとおりとする。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了後30日を経過する日又は補助金の交付の決定のあった日の属する会計年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第11条 規則第14条の規定による通知は、就学前教育・保育施設整備事業費補助金交付確定通知書（様式第7号）により行うものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 補助対象者は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助金の交付を受けようとするときは、就学前教育・保育施設整備事業費補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は前項の規定による請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(概算払の請求)

第13条 補助対象者は、規則第16条ただし書の規定により補助対象事業の完了前に補助金の交付を受けようとするときは、就学前教育・保育施設整備事業費補助金概算払請求書（様式第9号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合において、適当と認めるときは、第6条の規定により算出した額の範囲内において、補助金を交付することができる。

(書類等の整備)

第14条 規則第20条の規定により整備した書類、帳簿等は、補助金の額の確定の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(久喜市民間保育所等整備事業費補助金交付要綱の廃止)

2 久喜市民間保育所等整備事業費補助金交付要綱（平成22年久喜市告示第58号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行の日の前日までに、前項の規定による廃止前の久喜市民間保育所等整備事業費補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号（第7条関係）

就学前教育・保育施設整備事業費補助金交付申請書

年 月 日

久喜市長 あて

所在地

名称

代表者氏名

就学前教育・保育施設整備事業費補助金の交付を受けたいので、久喜市補助金等の交付に関する規則第6条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 就学前教育・保育施設整備事業費補助金申請額算出内訳（別紙1）
- (2) 交付基礎額算出表（別紙2）
- (3) 事業計画（別紙3）
- (4) 財産目録
- (5) 認定こども園施設調書（別紙4）

※認定こども園の整備の場合は添付すること。

就学前教育・保育施設整備事業費整備事業費補助金申請額算出内訳

市町村名 _____

設置主体	施設名	設置者の 総事業費	寄附金その他 の収入額等	差引額	対象経費の 実支出 (予定)額	選定額 (CかDの 少ない方の額 ×3/4)	交付基礎額	補助金の額 (EかFの少な い方の額)
		A 円	B 円	C (A-B) 円	D (≦A) 円	E 円		F 円
合計								

注1 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。

2 E欄には、C欄の額とD欄の額を比較して少ない方の額に3/4を乗じた額を記入すること。

3 F欄には、就学前教育・保育施設整備事業費整備交付金交付要綱の8における各事業の交付基準額表を用い、様式第1号別紙2により算出した額を記入すること。

4 G欄には、E欄の額とF欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。(1,000円未満切捨て)

別紙 2

交付基礎額算定表

施設名 _____

適用単価の別（標準 ・ 都市部） ※ 1

	基準額
定員規模に応じた基準額 定員 _____ 人 ※ 2	※ 3
特殊付帯工事	
設計料加算	
保育所等開設準備費加算	
土地借料加算	
地域の余裕スペース活用促進加算	
解体撤去工事費 定員 _____ 人 ※ 2	※ 3
仮施設整備工事費 定員 _____ 人 ※ 2	※ 3
合計	

※ 1 適用する基準額（標準又は都市部）のいずれかに○をすること。

※ 2 保育所等の定員を記載すること。

※ 3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。（小数点以下切捨て）

・ 総定員数 _____ 人

・ 工事にかかる定員数 _____ 人

工事にかかる定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。（小数点以下切捨て）

・ 整備する面積 _____ m²

・ 整備後の総面積 _____ m²

別紙 3

事業計画

1 施設概要

- (1) 施設名称 _____
- (2) 設置主体及び経営主体 _____
- (3) 施設所在地 _____
- (4) 整備事業の目的及び効果 _____

(5) 施設定員

支給 認定 区分		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
1号	整備前							
	整備後							
	増加数							
2・3号	整備前							
	整備後							
	増加数							
合計	整備前							
	整備後							
	増加数							

※ (1) (2) について、名称が未決定の場合は、仮称を記載すること。
 なお、仮称の前に(仮)と記載すること。

2 事業計画

(1) 整備概要

(2) 施設の規模及び構造

①敷地

ア 敷地面積 _____m²

イ 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収（予定）地）

②建物（解体撤去工事・仮設施設工事を除く。）

ア 施設整備の区分（創設、大規模修繕、耐震診断、増築、増改築、改築、老朽民間児童福祉施設整備、防音壁整備、防犯対策の強化に係る整備）

※該当するものを○で囲うこと。

イ 建物の面積 工事面積_____m²

建築面積_____m²、延面積_____m²

ウ 建物の構造（_____造）

（注）配置図及び各階平面図を添付すること。

なお、既存建物との関係を図面上で明示すること。

エ 部屋別面積表（整備後の施設全体にかかるもの）

（注）認定こども園の場合は、部屋別面積表の記載は不要。

区分	部屋名	定員	面積（㎡） ※1	有効面積（㎡） ※2
保育室等 （乳児室） （保育室） （遊戯室）	0歳児室			
	1歳児室			
	2歳児室			
	3歳児室			
	4歳児室			
	5歳児室			
	遊戯室			
小計				
保育室以外	調理室			/
	医務室			
	事務室			
	沐浴室			
	便所			
	その他			
小計				
合計				

※1 部屋面積は、内法面積を記載すること。

※2 部屋面積から造り付けの戸棚等の面積を除いた有効面積を記載すること。

③建物（解体撤去工事）

ア 建物の面積 工事面積_____m²
建築面積_____m²、延面積_____m²

イ 建物の構造（_____造）

ウ 建築年月日 _____年____月____日

エ 解体建物にかかる補助金

（ア）補助年度 _____年度

（イ）補助区分（ 国庫 ・ 県費 ・ 民間 ）

（ウ）財産処分承認申請の必要の有無（ 有 ・ 無 ）

（エ）財産処分承認の見込みの有無（ 有 ・ 無 ）

（注）解体建物の配置図及び各階平面図を添付すること。

なお、整備する建物、既存建物のうち解体しない建物がある場合は、それらの建物と解体建物との関係を図面上で明示すること。

④建物（仮設施設工事）

ア 建物の面積 工事面積_____m²
建築面積_____m²、延面積_____m²

イ 建物の構造（_____造）

（注）配置図及び各階平面図を添付すること。

⑤特殊付帯工事

特殊付帯工事の概要

(3) 施工計画

ア 直営・請負の別 直営 ・ 請負

イ 契約予定年月日

・設計管理契約 _____年____月____日

・工事契約 _____年____月____日

ウ 着工予定年月日 _____年____月____日

エ 竣工予定年月日 _____年____月____日

オ 竣工後の事業開始予定年月日
_____年____月____日

カ 解体撤去工事

（ア）着工予定年月日 _____年____月____日

（イ）完了予定年月日 _____年____月____日

キ 仮設施設工事

（ア）建築開始予定年月日 _____年____月____日

（イ）建築完了予定年月日 _____年____月____日

（ウ）予定使用期間 _____年____月____日

～ _____年____月____日

（エ）解体着工予定年月日 _____年____月____日

（オ）解体完了予定年月日 _____年____月____日

(4) 開設準備

ア 事業概要

イ 事業実施期間

3 施設整備にかかる資金計画

単位：円

	事業費
工事費又は工事請負費	
工事事務費	
実施設計費用	
開設準備費	
特殊附帯工事	
土地賃借料	
定期借地権契約に係る権利金、前払地代等	
解体撤去工事	
仮施設整備工事	
合計	

(注1) 工事費費目別内訳書及び開設準備にかかる経費、土地賃借料、定期借地権契約に係る権利金等が分かるものを添付すること。

(注2) 定期借地権設定のための一時金加算を適用する場合は、登記事項証明書等の当該施設が所在する土地の概要が分かる資料、国税局長が定める路線価図を添付すること。

(注3) 土地区画整理事業等の理由により路線価が設定されていない場合は、固定資産税評価額等を証する資料を添付すること。

4 財源内訳

単位：円

	就学前教育・保育施設整備交付金		
	市町村負担分		
	市町村単独補助金		
	事業者負担		
	一般財源		
	前期末支払資金残高		
	積立金		
	その他		
	借入金		
	福祉医療機構		
	その他		
	寄付金		
	合計		

※ 一般財源の内訳は、既に保育所等を運営している事業者のみ記載すること。

5 その他参考事項

認定こども園施設調書

1 園舎、保育室等

※ 認定こども園を構成する施設全体の児童数、学級数を記載すること。

		認可基準面積	
園舎	学級数	面積	
	1学級	180m ²	
	2学級以上	320 + 100 × (学級数 - 2)	
	学級数 () クラス	= _____ m ² …A	
乳児室 ほふく室 (0, 1歳児)	3. 3m ² × (満2歳未満児の数) = 3. 3m ² × () 人	= _____ m ² …B	
保育室 遊戯室 (2歳以上児)	1. 98m ² × (満2歳以上児の数) = 1. 98m ² × () 人	= _____ m ² …C	
	1. 98m ² × (満2歳以上満3歳未満児の数) = 1. 98m ² × () 人	= _____ m ² …D	

(1) 保育室等の面積

	室名	床面積	有効面積
乳児室 ほふく室	0歳児室 (室)	m ²	m ² (≧ 名 × 3.3m ²)
	1歳児室 (室)	m ²	m ² (≧ 名 × 3.3m ²)
小計		m ²	m ² ≧ B (m ²)
保育室 遊戯室	2歳児室 (室)	m ²	m ² ≧ D (m ²)
	3歳児室 (室)	m ²	m ² (≧ 名 × 1.98m ²)
	4歳児室 (室)	m ²	m ² (≧ 名 × 1.98m ²)
	5歳児室 (室)	m ²	m ² (≧ 名 × 1.98m ²)
	遊戯室 (室)	m ²	m ²
小計		m ²	m ² ≧ C (m ²)

上記以外	職員室 (室)	m ²	
	保健室 (室)	m ²	
	調理室 (室)	m ²	
	その他	m ²	
合計		m ²	m ² $\geq A+B+D$ (m ²)

(2) 設置設備

※該当する□にレ印を記入すること。

設置設備 (必置)	<input type="checkbox"/> 調乳室 (0歳児) <input type="checkbox"/> 沐浴室 (0, 1歳児) (幼保連携型認定こども園以外は上記のみ必置)
設置設備 (任意)	<input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 飲料水用設備 <input type="checkbox"/> 手洗用設備及び足洗用設備 <input type="checkbox"/> 放送聴取設備 <input type="checkbox"/> 映写設備 <input type="checkbox"/> 水遊び場 <input type="checkbox"/> 園児清浄用設備 <input type="checkbox"/> 図書室 <input type="checkbox"/> 会議室

2 園庭

※ 認定こども園を構成する施設全体の児童数、学級数を記載すること。

認可基準面積		
	学級数	面積
	2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1) \text{ m}^2$
	3学级以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3) \text{ m}^2$
	学級数 () クラス	= _____ m^2 …A
	3. $3 \text{ m}^2 \times$ (満3歳以上時の数)	
	= $3. 3 \text{ m}^2 \times$ () 人	= _____ m^2 …B
	3. $3 \text{ m}^2 \times$ (満2歳以上満3歳未満児の数)	
	= $3. 3 \text{ m}^2 \times$ () 人	= _____ m^2 …C

園庭の面積

	面積
園庭面積	m^2

$\geq A, B$ のいずれか大きい方 + C (幼保連携型認定こども園)

$\geq B + C$ (保育所型認定こども園)

様式第2号（第8条関係）

就学前教育・保育施設整備事業費補助金交付決定通知書

久 第 号

年 月 日

様

久喜市長



年 月 日付で申請のあった就学前教育・保育施設整備事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、久喜市補助金等の交付に関する規則第9条第1項の規定により通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 注意事項

- (1) 補助対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、市長の承認を受けること。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止するときは、市長の承認を受けること。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第1

5号) で定めている耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

(4) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納入させることがある。

(5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(6) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。

(7) 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。

(8) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(9) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

様式第3号（第8条関係）

就学前教育・保育施設整備事業費補助金不交付決定通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長



年 月 日付で申請のあった就学前教育・保育施設整備事業費補助金については、下記の理由により交付しないことを決定したので、久喜市補助金等の交付に関する規則第9条第2項の規定により通知します。

記

不交付理由

様式第4号（第9条関係）

就学前教育・保育施設整備事業費補助金変更（中止・廃止）申請書

年 月 日

久喜市長 あて

所在地
名称
代表者氏名

年 月 日付け久 第 号で交付決定のあった就学前教育・保育施設整備事業費補助金について、下記のとおりその内容を変更（中止・廃止）したいので、久喜市補助金等の交付に関する規則第11条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額

変更前 金 円
変更後 金 円

2 区分 補助事業の 変更 ・ 中止 ・ 廃止

3 変更等内容

補助事業等の内容	変更前
	変更後
変更・中止・廃止の理由	

4 添付書類

- (1) 就学前教育・保育施設整備事業費補助金変更額算出内訳（別紙1）
- (2) 交付基礎額算定表（変更）（別紙2）
- (3) 事業計画（変更）（別紙3）
- (4) 認定こども園施設調書（変更）（別紙4）
※認定こども園の整備の場合は添付すること。

別紙1

就学前教育・保育施設整備事業費整備事業費補助金変更額算出内訳

市町村名 _____

設置主体	施設名	設置者の 総事業費 A 円	寄附金その他の 収入額等 B 円	差引額 C (A-B) 円	対象経費の 実支出 (予定) 額 D (≦A) 円	選定額 (CかDの 少ない方の額 × 3 / 4) E 円	交付基礎額 F 円	補助金の額 (EかFの少な い方の額) G 円
合計								

注1 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。

2 E欄には、C欄の額とD欄の額を比較して少ない方の額に3/4を乗じた額を記入すること。

3 F欄には、就学前教育・保育施設整備事業費整備交付金交付要綱の8における各事業の交付基準額表を用い、様式第4号別紙2により算出した額を記入すること。

4 G欄には、E欄の額とF欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。(1,000円未満切捨て)

別紙 2

交付基礎額算定表（変更）

施設名 _____

適用単価の別（標準 ・ 都市部） ※ 1

	基準額
定員規模に応じた基準額 定員 _____ 人 ※ 2	※ 3
特殊付帯工事	
設計料加算	
保育所等開設準備費加算	
土地借料加算	
地域の余裕スペース活用促進加算	
解体撤去工事費 定員 _____ 人 ※ 2	※ 3
仮施設整備工事費 定員 _____ 人 ※ 2	※ 3
合計	

※ 1 適用する基準額（標準又は都市部）のいずれかに○をすること。

※ 2 保育所等の定員を記載すること。

※ 3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。（小数点以下切捨て）

・ 総定員数 _____ 人

・ 工事にかかる定員数 _____ 人

工事にかかる定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。（小数点以下切捨て）

・ 整備する面積 _____ m²

・ 整備後の総面積 _____ m²

別紙 3

事業計画（変更）

※変更した内容のみ記入すること。

1 施設概要

- (1) 施設名称 _____
- (2) 設置主体及び経営主体 _____
- (3) 施設所在地 _____
- (4) 整備事業の目的及び効果 _____

(5) 施設定員

支給 認定 区分		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
1号	整備前							
	整備後							
	増加数							
2・3号	整備前							
	整備後							
	増加数							
合計	整備前							
	整備後							
	増加数							

※ (1) (2) について、名称が未決定の場合は、仮称を記載すること。
 なお、仮称の前に（仮）と記載すること。

2 事業計画

(1) 整備概要

(2) 施設の規模及び構造

①敷地

ア 敷地面積 _____m²

イ 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収（予定）地）

②建物（解体撤去工事・仮設施設工事を除く。）

ア 施設整備の区分（創設、大規模修繕、耐震診断、増築、増改築、改築、老朽民間児童福祉施設整備、防音壁整備、防犯対策の強化に係る整備）

※該当するものを○で囲うこと。

イ 建物の面積 工事面積_____m²

建築面積_____m²、延面積_____m²

ウ 建物の構造（_____造）

（注）配置図及び各階平面図を添付すること。

なお、既存建物との関係を図面上で明示すること。

エ 部屋別面積表（整備後の施設全体にかかるもの）

（注）認定こども園の場合は、部屋別面積表の記載は不要。

区分	部屋名	定員	面積 (㎡) ※1	有効面積 (㎡) ※2
保育室等 (乳児室) (保育室) (遊戯室)	0歳児室			
	1歳児室			
	2歳児室			
	3歳児室			
	4歳児室			
	5歳児室			
	遊戯室			
小計				
保育室以外	調理室			/
	医務室			
	事務室			
	沐浴室			
	便所			
	その他			
小計				
合計				

※1 部屋面積は、内法面積を記載すること。

※2 部屋面積から造り付けの戸棚等の面積を除いた有効面積を記載すること。

③建物（解体撤去工事）

ア 建物の面積 工事面積_____m²
建築面積_____m²、延面積_____m²

イ 建物の構造（_____造）

ウ 建築年月日 _____年____月____日

エ 解体建物にかかる補助金

（ア）補助年度 _____年度

（イ）補助区分（ 国庫 ・ 県費 ・ 民間 ）

（ウ）財産処分承認申請の必要の有無（ 有 ・ 無 ）

（エ）財産処分承認の見込みの有無（ 有 ・ 無 ）

（注）解体建物の配置図及び各階平面図を添付すること。

なお、整備する建物、既存建物のうち解体しない建物がある場合は、それらの建物と解体建物との関係を図面上で明示すること。

④建物（仮設施設工事）

ア 建物の面積 工事面積_____m²
建築面積_____m²、延面積_____m²

イ 建物の構造（_____造）

（注）配置図及び各階平面図を添付すること。

⑤特殊付帯工事

特殊付帯工事の概要

(3) 施工計画

ア 直営・請負の別 直営 ・ 請負

イ 契約予定年月日

・設計管理契約 _____年____月____日

・工事契約 _____年____月____日

ウ 着工予定年月日 _____年____月____日

エ 竣工予定年月日 _____年____月____日

オ 竣工後の事業開始予定年月日
_____年____月____日

カ 解体撤去工事

（ア）着工予定年月日 _____年____月____日

（イ）完了予定年月日 _____年____月____日

キ 仮設施設工事

（ア）建築開始予定年月日 _____年____月____日

（イ）建築完了予定年月日 _____年____月____日

（ウ）予定使用期間 _____年____月____日

～ _____年____月____日

（エ）解体着工予定年月日 _____年____月____日

（オ）解体完了予定年月日 _____年____月____日

(4) 開設準備

ア 事業概要

イ 事業実施期間

3 施設整備にかかる資金計画

単位：円

	事業費
工事費又は工事請負費	
工事事務費	
実施設計費用	
開設準備費	
特殊附帯工事	
土地賃借料	
定期借地権契約に係る権利金、前払地代等	
解体撤去工事	
仮施設整備工事	
合計	

(注1) 工事費費目別内訳書及び開設準備にかかる経費、土地賃借料、定期借地権契約に係る権利金等が分かるものを添付すること。

(注2) 定期借地権設定のための一時金加算を適用する場合は、登記事項証明書等の当該施設が所在する土地の概要が分かる資料、国税局長が定める路線価図を添付すること。

(注3) 土地区画整理事業等の理由により路線価が設定されていない場合は、固定資産税評価額等を証する資料を添付すること。

4 財源内訳

単位：円

	就学前教育・保育施設整備交付金		
	市町村負担分		
	市町村単独補助金		
	事業者負担		
	一般財源		
	前期末支払資金残高		
	積立金		
	その他		
	借入金		
	福祉医療機構		
	その他		
	寄付金		
	合計		

※ 一般財源の内訳は、既に保育所等を運営している事業者のみ記載すること。

5 その他参考事項

※変更した内容のみ記入すること。

1 園舎、保育室等

※ 認定こども園を構成する施設全体の児童数、学級数を記載すること。

		認可基準面積	
園舎	学級数	面積	
	1学級	180m ²	
	2学級以上	320 + 100 × (学級数 - 2)	
	学級数 () クラス		= _____ m ² …A
乳児室 ほふく室 (0, 1歳児)	3. 3m ² × (満2歳未満児の数)		= _____ m ² …B
保育室 遊戯室 (2歳以上児)	1. 98m ² × (満2歳以上児の数)		= _____ m ² …C
	1. 98m ² × (満2歳以上満3歳未満児の数)		= _____ m ² …D

(1) 保育室等の面積

	室名	床面積	有効面積
乳児室 ほふく室	0歳児室 (室)	m ²	m ² (≧ 名 × 3.3m ²)
	1歳児室 (室)	m ²	m ² (≧ 名 × 3.3m ²)
小計		m ²	m ² ≧ B (m ²)
保育室 遊戯室	2歳児室 (室)	m ²	m ² ≧ D (m ²)
	3歳児室 (室)	m ²	m ² (≧ 名 × 1.98m ²)
	4歳児室 (室)	m ²	m ² (≧ 名 × 1.98m ²)
	5歳児室 (室)	m ²	m ² (≧ 名 × 1.98m ²)
	遊戯室 (室)	m ²	m ²
小計		m ²	m ² ≧ C (m ²)

上記以外	職員室 (室)	m ²	
	保健室 (室)	m ²	
	調理室 (室)	m ²	
	その他	m ²	
合計		m ²	m ² $\geq A+B+D$ (m ²)

(2) 設置設備

※該当する□にレ印を記入すること。

設置設備 (必置)	<input type="checkbox"/> 調乳室 (0歳児) <input type="checkbox"/> 沐浴室 (0, 1歳児) (幼保連携型認定こども園以外は上記のみ必置) <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 飲料水用設備 <input type="checkbox"/> 手洗用設備及び足洗用設備
設置設備 (任意)	<input type="checkbox"/> 放送聴取設備 <input type="checkbox"/> 映写設備 <input type="checkbox"/> 水遊び場 <input type="checkbox"/> 園児清浄用設備 <input type="checkbox"/> 図書室 <input type="checkbox"/> 会議室

2 園庭

※ 認定こども園を構成する施設全体の児童数、学級数を記載すること。

認可基準面積		
	学級数	面積
	2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1) \text{ m}^2$
	3学级以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3) \text{ m}^2$
	学級数 () クラス	= _____ m^2 …A
	3. $3 \text{ m}^2 \times (\text{満3歳以上児の数})$	
	= $3. 3 \text{ m}^2 \times () \text{ 人}$	= _____ m^2 …B
	3. $3 \text{ m}^2 \times (\text{満2歳以上満3歳未満児の数})$	
	= $3. 3 \text{ m}^2 \times () \text{ 人}$	= _____ m^2 …C

園庭の面積

	面積
園庭面積	m^2

$\geq A, B$ のいずれか大きい方 + C (幼保連携型認定こども園)

$\geq B + C$ (保育所型認定こども園)

様式第5号（第9条関係）

就学前教育・保育施設整備事業費補助金変更・取消通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長



年 月 日付で申請のあった補助対象事業の変更・中止・廃止について、下記のとおり交付決定を変更した（取り消した）ので、久喜市補助金等の交付に関する規則第11条第3項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定を変更します。

補助金交付決定額	変更前	金	円
	変更額	金	円

- 2 交付決定を取り消します。

理由

様式第6号（第10条関係）

就学前教育・保育施設整備事業費補助金実績報告書

年 月 日

久喜市長 あて

所在地
名称
代表者名

年 月 日付け久 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた就学前教育・保育施設整備事業費補助金について、補助対象事業が完了したので、久喜市補助金等の交付に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

1 交付決定額 金 円

2 添付書類

- (1) 就学前教育・保育整備事業費補助金精算額算出内訳（別紙1）
- (2) 交付基礎額算定表（別紙2）
- (3) 事業実績報告書（別紙3）
- (4) 工事契約金額報告書（別紙4）
- (5) 認定こども園施設調書（別紙5）
※認定こども園の整備の場合は添付すること。

就学前教育保育施設整備事業費補助金精算額算出内訳

市町村名

設置主体	施設名	設置者の総事業費 A 円	寄附金その他の収入額等 B 円	差引額 C (A-B) 円	対象経費の実支出(予定)額 D (≦A) 円	選定額 (CかDの少ない方の額) × 3 / 4 E 円	交付基礎額 F 円	補助金の額 (EかFの少ない方の額) G 円	補助金交付決定額 H 円	補助金受入済額 I 円	差引過不足額 J (I-H) 円
合計											

注 1 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。

2 E 欄には、C 欄の額と D 欄の額を比較して少ない方の額に 3 / 4 を乗じた額を記入すること。

3 F 欄には、就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱の 8 における各事業の交付基準額表を用い、様式第 6 号別紙 2 により算出した額を記入すること。

4 G 欄には、E 欄の額と F 欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。(1, 000 円未満切捨て)

別紙 2

交付基礎額算定表

施設名 _____

適用単価の別（標準 ・ 都市部） ※ 1

	基準額
定員規模に応じた基準額 定員 _____ 人 ※ 2	※ 3
特殊付帯工事	
設計料加算	
保育所等開設準備費加算	
土地借料加算	
地域の余裕スペース活用促進加算	
解体撤去工事費 定員 _____ 人 ※ 2	※ 3
仮施設整備工事費 定員 _____ 人 ※ 2	※ 3
合計	

※ 1 適用する基準額（標準又は都市部）のいずれかに○をすること。

※ 2 保育所等の定員を記載すること。

※ 3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。（小数点以下切捨て）

・ 総定員数 _____ 人

・ 工事にかかる定員数 _____ 人

工事にかかる定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。（小数点以下切捨て）

・ 整備する面積 _____ m²

・ 整備後の総面積 _____ m²

事業実績報告書

1 施設概要

- (1) 施設名称 _____
- (2) 設置主体及び経営主体 _____
- (3) 施設所在地 _____
- (4) 整備事業の目的及び効果 _____

(5) 施設定員

支給 認定 区分		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
1号	整備前							
	整備後							
	増加数							
2・3号	整備前							
	整備後							
	増加数							
合計	整備前							
	整備後							
	増加数							

※ (1) について、名称が未決定の場合は、仮称を記載すること。
 なお、仮称の前に（仮）と記載すること。

2 事業内容

(1) 整備概要

(2) 施設の規模及び構造

①敷地

ア 敷地面積 _____m²

イ 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収地）

②建物（解体撤去工事・仮設施設工事を除く。）

ア 施設整備の区分（創設、大規模修繕、耐震診断、増築、増改築、改築、老朽民間児童福祉施設整備、防音壁整備、防犯対策の強化に係る整備）
※該当するものを○で囲うこと。

イ 建物の面積 工事面積_____m²
建築面積_____m²、延面積_____m²

ウ 建物の構造（_____造）

（注）配置図及び各階平面図を添付すること。

なお、既存建物との関係を図面上で明示すること。

エ 部屋別面積表（整備後の施設全体にかかるもの）

（注）認定こども園の整備の場合は、部屋別面積表の記載は不要。

区分	部屋名	定員	面積 (㎡) ※1	有効面積 (㎡) ※2
保育室等 (乳児室) (保育室) (遊戯室)	0歳児室			
	1歳児室			
	2歳児室			
	3歳児室			
	4歳児室			
	5歳児室			
	遊 戯 室			
小計				
保育室以外	調 理 室			/
	医 務 室			
	事 務 室			
	沐 浴 室			
	便 所			
	そ の 他			
小計				
合計				

※1 部屋面積は、内法面積を記載すること。

※2 部屋面積から造り付けの戸棚等の面積を除いた有効面積を記載すること。

③建物（解体撤去工事）

ア 建物の面積 工事面積_____m²
建築面積_____m²、延面積_____m²

イ 建物の構造（_____造）

ウ 建築年月日 _____年____月____日

エ 解体建物にかかる補助金

（ア）補助年度 _____年度

（イ）補助区分（ 国庫 ・ 県費 ・ 民間 ）

（ウ）財産処分承認申請の必要の有無（ 有 ・ 無 ）

（エ）財産処分承認年月日 _____年____月____日

オ 処分（取りこわし）年月日 _____年____月____日

（注）解体建物の配置図及び各階平面図を添付すること。

なお、整備する建物、既存建物のうち解体しない建物がある場合は、それらの建物と解体建物との関係を図面上で明示すること。

④建物（仮設施設工事）

ア 建物の面積 工事面積_____m²
建築面積_____m²、延面積_____m²

イ 建物の構造（_____造）

（注）配置図及び各階平面図を添付すること。

⑤特殊付帯工事

特殊付帯工事の概要

(3) 施工実績

ア 直営・請負の別 直営 ・ 請負

イ 契約年月日

・設計管理契約 _____年____月____日

・工事契約 _____年____月____日

ウ 着工年月日 _____年____月____日

エ 竣工年月日 _____年____月____日

オ 竣工後の事業開始（予定）年月日

_____年____月____日

カ 解体撤去工事

（ア）着工年月日 _____年____月____日

（イ）完了年月日 _____年____月____日

キ 仮設施設工事

（ア）建築開始年月日 _____年____月____日

（イ）建築完了年月日 _____年____月____日

（ウ）使用期間 _____年____月____日

～ _____年____月____日

（エ）解体着工年月日 _____年____月____日

（オ）解体完了年月日 _____年____月____日

(4) 開設準備

ア 事業概要

イ 事業実施期間

3 事業費

単位：円

	事業費
工事費又は工事請負費	
工事事務費	
実施設計費用	
開設準備費	
特殊附帯工事	
土地賃借料	
定期借地権契約に係る権利金、前払地代等	
解体撤去工事	
仮施設整備工事	
合計	

(注1) 工事費費目別内訳書及び開設準備にかかる経費、土地賃借料、定期借地権契約に係る権利金等が分かるものを添付すること。

(注2) 定期借地権設定のための一時金加算を適用する場合は、登記事項証明書等の当該施設が所在する土地の概要が分かる資料、国税局長が定める路線価図を添付すること。

(注3) 土地区画整理事業等の理由により路線価が設定されていない場合は、固定資産税評価額等を証する資料を添付すること。

4 財源内訳

単位：円

就学前教育・保育施設整備交付金			
市町村負担分			
市町村単独補助金			
事業者負担			
	一般財源		
	前期末支払資金残高		
	積立金		
	その他		
	借入金		
	福祉医療機構		
	その他		
	寄付金		
	合計		

※ 一般財源の内訳は、既に保育所等を運営している事業者のみ記載すること。

5 その他参考事項

(添付書類)

- 1 請負の場合は、工事請負契約書の写
直営の場合は、支払領収書の写
賃貸借の場合は、賃貸借契約書の写（仮設施設整備のみ）
- 2 工事完了を確認するに足る検査済証の写
（建築基準法第7条第3項又は第18条第7項の規定による検査済証）
- 3 建物内外主要部分の写真
- 4 備品整備に関する契約書

別紙 4

工事契約金額報告書

年 月 日

久喜市長 あて

発注者（委託者）名 称
代表者氏名

請負者（受託者）名 称
代表者氏名

発注者（委託者） と請負者（受託者） は、
工事に係る工事請負契約（設計監理委託契約）を次のとおり締結し施工すると
もに、補助金についてもこれに基づき算定したことを報告する。

	契約年月日	金額
	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円

認定こども園施設調書

1 園舎、保育室等

※ 認定こども園を構成する施設全体の児童数、学級数を記載すること。

		認可基準面積	
園舎	学級数	面積	
	1学級	180m ²	
	2学級以上	320 + 100 × (学級数 - 2)	
	学級数 () クラス	= _____ m ² …A	
乳児室 ほふく室 (0, 1歳児)	3. 3m ² × (満2歳未満児の数)	= 3. 3m ² × () 人	= _____ m ² …B
保育室 遊戯室 (2歳以上児)	1. 98m ² × (満2歳以上児の数)	= 1. 98m ² × () 人	= _____ m ² …C
	1. 98m ² × (満2歳以上満3歳未満児の数)	= 1. 98m ² × () 人	= _____ m ² …D

(1) 保育室等の面積

	室名	床面積	有効面積
乳児室 ほふく室	0歳児室 (室)	m ²	m ² (≧ 名 × 3.3m ²)
	1歳児室 (室)	m ²	m ² (≧ 名 × 3.3m ²)
小計		m ²	m ² ≧ B (m ²)
保育室 遊戯室	2歳児室 (室)	m ²	m ² ≧ D (m ²)
	3歳児室 (室)	m ²	m ² (≧ 名 × 1.98m ²)
	4歳児室 (室)	m ²	m ² (≧ 名 × 1.98m ²)
	5歳児室 (室)	m ²	m ² (≧ 名 × 1.98m ²)
	遊戯室 (室)	m ²	m ²
小計		m ²	m ² ≧ C (m ²)

上記以外	職員室 (室)	m ²	
	保健室 (室)	m ²	
	調理室 (室)	m ²	
	その他	m ²	
合計		m ²	m ² $\geq A+B+D$ (m ²)

(2) 設置設備

※該当する□にレ印を記入すること。

設置設備 (必置)	<input type="checkbox"/> 調乳室 (0歳児) <input type="checkbox"/> 沐浴室 (0, 1歳児) (幼保連携型認定こども園以外は上記のみ必置) <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 飲料水用設備 <input type="checkbox"/> 手洗用設備及び足洗用設備
設置設備 (任意)	<input type="checkbox"/> 放送聴取設備 <input type="checkbox"/> 映写設備 <input type="checkbox"/> 水遊び場 <input type="checkbox"/> 園児清浄用設備 <input type="checkbox"/> 図書室 <input type="checkbox"/> 会議室

2 園庭

※ 認定こども園を構成する施設全体の児童数、学級数を記載すること。

認可基準面積		
	学級数	面積
	2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1) \text{ m}^2$
	3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3) \text{ m}^2$
	学級数 () クラス	= _____ m^2 …A
	3. $3 \text{ m}^2 \times (\text{満3歳以上時の数})$	
	= $3. 3 \text{ m}^2 \times () \text{ 人}$	= _____ m^2 …B
	3. $3 \text{ m}^2 \times (\text{満2歳以上満3歳未満児の数})$	
	= $3. 3 \text{ m}^2 \times () \text{ 人}$	= _____ m^2 …C

園庭の面積

	面積
園庭面積	m^2

$\geq A, B$ のいずれか大きい方 + C (幼保連携型認定こども園)

$\geq B + C$ (保育所型認定こども園)

様式第7号（第11条関係）

就学前教育・保育施設整備事業費補助金額確定通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長



年 月 日付けをもって実績報告のあった就学前教育・保育施設整備事業費補助金について、久喜市補助金等の交付に関する規則第14条の規定により、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

交付確定額 金 円

様式第8号（第12条関係）

就学前教育・保育施設整備事業補助金交付請求書

年 月 日

久喜市長 あて

所在地

団体名

代表者名



年 月 日付け久 第 号で確定通知を受けた就学前教育・保育施設整備事業費補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関	銀行 信用金庫 組合 農協	本店 支店 出張所
預金種別	普通・当座	口座番号
フリガナ		
口座名義人		

様式第9号（第13条関係）

就学前教育・保育施設整備事業費補助金概算払請求書

年 月 日

久喜市長 あて

所在地
名称
代表者氏名

印

年 月 日付け久 第 号で交付決定の通知を受けた就学前教育・保育施設整備事業費補助金について、概算払による交付を受けたいので、久喜市補助金等の交付に関する規則第16条ただし書の規定により下記のとおり請求します。

記

1 補助金交付決定額 金 _____ 円

2 補助金概算払請求額 金 _____ 円

3 振込先

取扱金融機関名	銀行・信用金庫 農協						本店・支店 店・出張所	
口座種類・番号	普通・当座							
ふりがな								
口座名義								